

6月16日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 12名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	中 村 忠 靖 君		
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 12番議員 滝 沢 幸 映 君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	宮 原 卓 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 国道18号バイパス建設についてほか | 山城峻一 議員 |
| (2) 住宅の耐震対策についてほか | 中村忠靖 議員 |
| (3) 誰もが差別を受けないためにほか | 大森茂彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、12番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 質問者は、お手元に配付したとおり8名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に9番 山城峻一議員の質問を許します。

9番（山城君） 改めまして、おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をこれからいたします。

今回は、国道18号バイパス建設について、また、びんぐし湯さん館についての大きな問題二つについての質問をいたします。

早速、1. 国道18号バイパス建設についてということです。質問内容としては進捗状況、また今後の取組ということになります。その進捗状況ですが、最初の質問は国道18号バイパス、先ほど述べたとおりになりますが、イとしまして進捗状況ということです。

これまでに、私自身も18号バイパス建設については二度ほど質問をしております。また、私が議員になってからですけれども、同僚議員もこれまで何度も質問しておりますが、最後の質問は2年前となっているので、昨年も含めて、その前も含めてですけれども、この間の状況を聞いていきたいと思います。

ちなみにですけれども、2019年、1期目の当選の翌年2020年、これは令和2年の

6月に私が一般質問した際の買収率の状況なんですけれども、これが78%。これは2019年度時点です。だから、2020年に行った前年のデータによると、そのときは78%が買収済みということを答弁で話されていました。そこから5年が経過するわけなんですけれども、一体買収率はどこまで伸びているのかということをもっと最初にお聞きしたいと思っております。

町の皆さんもそうですし、町民の皆さんからも見えるような形で建設工事が進んでおります。例えばつい先日ですと、たまたま家に帰る前ですけれども、埋蔵文化財発掘調査をやった箇所の除草作業を担当の方がやっていらっしゃったりとか、あと特に大きなものと、月見区に人道ボックスが設置されて、多くの方がいよいよここを通るんだねという形で見える形になってきたというのは、皆さんもご承知のとおりだと思います。

そこで、今も少し申し上げましたとおり、現時点での買収状況、これは買収率という形でいいと思うんですけれども、お伺いしたいと思います。また、冒頭でも少し述べましたとおり、近年の工事内容を併せてお聞きいたします。

次に、ロの今後の取り組みについてお伺いします。

国のほうでも新年度予算が決まって、4月、5月、そして今6月になっていますけれども、国道18号バイパスは十分承知はしておりますが、国の事業であり、工事の主体は国であります。つまり、町として表立って何かすることは基本的にないわけなんですけれども、つまり、町として関わることは少ないと承知はしておりますが、しかしながら、早期の供用開始、町内区間3.8キロの供用開始に向けて、町としてできることはどんなことがあって、これからどういう予定であるかというのを質問いたします。

その一つ目として、今年度の事業全体の予算及び工事内容、そして、毎年、町としても取り組める事業というか、ことがあると思うんですけれども、国道18号バイパス建設を促進するための町の取り組み、これについて二つ、イ、ロという形で早速ですが、ご質問いたします。お願いします。

建設課長（高橋君） 1. 国道18号バイパス建設についてのご質問に、順次お答えいたします。

国道18号バイパス坂城更埴バイパスの坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、平成27年度には、関係する地元区長との打合せや、地権者の皆様との個別相談会に加えまして、地元説明会を行うなど、具体的に事業が動き出し、これまでに、測量・地質調査、設計、用地買収、埋蔵文化財調査、各種工事等、順次事業が実施されてきたところであります。

ご質問いただきましたイの進捗状況についてでございますが、現在の用地買収の状況につきましては、坂城町区間における全地権者数約200件、用地取得予定面積約16万平方メートルのうち、令和6年度末現在の未契約の地権者数が20件、未取得の用地面積が約2万平方

メートルで、進捗率にすると約８９％とお聞きしております。

未取得用地等の現在の状況であります、企業・事務所が所有する事業予定地につきましては、移転先の確保ですとか、建物等補償、相手先のスケジュールなどの都合もあり、補償額の算定にも時間を要するなどの理由から、契約には至っていないケースや、個人が所有する事業予定地の中には相続に時間がかかるケースなど、様々な理由がございますが、用地交渉には誠意努力していると伺っております。

また、近年実施された工事内容についてであります、令和５年度は、網掛地区におきまして道路土工、カルバート工、排水構造土工及び側道舗装工などの工事のほか、地盤支持力の増加を目的といたしました地盤改良工事等が行われたところであります。

また、昨年度につきましては、網掛地区の２工区におきまして、やはり道路土工、排水構造土工、地盤改良工とともに、ご質問にもございましたが、人道ボックスなどの工事が行われまして、道路としての姿が着実に見えてきたと感じているところであります。

なお、これまでと同様に、必要に応じて長野国道事務所と施工業者による工事説明会を開催するなど、地元関係者の皆様との調整を図り、円滑な工事進捗に努めていただくとともに、工事における安全面の配慮として、近隣にお住まいの方や、児童・生徒などの通学者、一般通行車両の安全確保のため、交通誘導員の配置や、看板の設置、工事車両の安全運行の徹底と併せ、回覧板などによる地域住民の方々への丁寧な情報提供を行っていただいているところであります。

町といたしましても、長野国道事務所、施工業者及び地元区等との調整機能を果たすことで、工事の円滑な進捗に努めるとともに、長野国道事務所及び施工業者に対して、引き続き安全面の配慮を徹底していただくよう要請してまいります。

続きまして、ロ、今後の取り組みについてであります、令和７年度の事業全体の予算及び工事内容につきましては、網掛地区・上五明地区等の盛土・排水構造物などの改良工事が予定され、工事費として約３億１千万円、測量設計費として約１億５千万円のほか、用地費及び補償費として約４億４千万円が計上されており、全体で約９億円の事業費を予定していると伺っております。

また、建設促進への取組といたしましては、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会の活動として、令和５年度に財務省及び国土交通省道路局長への要望活動を実施しているほか、当町及び長野市、千曲市、上田市で構成する新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、昨年に引き続き、長野国道事務所、県建設部、財務省及び国土交通省などに対して、早期実現に向けた要望活動を計画しており、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

国道１８号バイパスの整備につきましては、町内の交通混雑の緩和による利便性の向上をは

じめ、当町の産業・経済の発展や、地域の活性化に不可欠なものであるとともに、防災面からも非常に重要な取組であることから、今後も地域や企業、近隣自治体とも協力する中で、関係機関と連携し、早期供用開始に向けた活動に取り組んでまいりたいと考えております。

9 番（山城君） バイパス建設について、担当課長から今ご答弁をいただきました。買収率が 89%、あと 11%のところまで今買収が進んでいるということは、確実に前には進んでいると、答弁でもよくわかりました。

また、私も先ほど言った人道ボックス、ちょうど月見区と上五明区が通学路として使っている辺りにもなりますので、安全面にも配慮した上でということも、今課長から。もちろん、国等から話を聞いた上での今の答弁に至っているということは十分わかっておりますが、そこは、町としても事故等はないのが基本ではありますが、しっかりとその安全面に町も協力体制を取って、建設をしっかりと前に進めていただきたい。私も含めて、町民一丸となってではないですけれども、建設を進めていってほしいというのは、率直な感想ではあります。

要望活動を今年度も予定されているということで、まだ具体的には日程は多分わからないと思うんですけれども、2年ほど前ですかね、町長がある町政懇談会だったと思うんですけれども、10年以内の開通を望むと。もちろん、これには根拠と言ったら失礼ですけれども、前向きにやっぱりやっていきたいという気持ちの表れでおっしゃったと思うんですけれども、そこから2年たっていて8年。個人的なことを言うと、もちろん前には進めなければいけないと思うんですが、残り8年もしくは10年以内。買収が全て順調にいけば、そこからの建設が早く進むというのは、私も率直にそれは思っておりますが、ただ、現下のこれだけの物価高、様々なものが値上がったり、台風などの災害がある状況下で順調に進むかというのは、望んではいますが、かなり厳しい部分もあるのではないかという危機感も持っております。ただ、いずれにせよ、私も町議会議員の1人として、先ほどの要望活動はしっかりと後押ししていかなければいけないかなと思っているところであります。

ここについての再質問はございませんけれども、日程と要望活動、また様々な期成同盟会の日程等が決まった暁には細かく報告をしていただくとともに、後ろにも同僚議員がいますけれども、先ほど申し上げましたとおりですけれども、しっかりと前へ進めるための協力体制は、私も1人の議員としてはしっかりとやっていきたいと思っているところでありますので、その辺はよろしくお願いいたします。

ということで、次の2のびんぐし湯さん館についてに移らせていただきます。2のびんぐし湯さん館ですが、イとして、温泉施設条例の利用料上限額の改定についてというところに移ります。

3年前の一般質問にて同様の質問をした際に、町長からヘビーユーザーの山城議員と言っていたことに実は敬意を表しております。ありがとうございます。ただ、最近はその頃よ

りほんの僅かですが、利用回数は減っています。ただ、今回も一利用者という立場として、利用者の皆さんからも様々な声を聞く中で、この質問をするに至ったわけであります。

先ほどのバイパス建設もそうですけれども、様々なものの値段や価格が上昇し、また人件費も高騰している一方、賃金が上がらないのが今の日本社会。嘆きの声を聞く機会が増えているような気がしています。

そんな中、びんぐし湯さん館で近隣の市町村の温泉施設、これは主に公営ですかね。入館料値上げの話が話題となっていました。そのときに、利用者の何人かの方が、本当にたまたまですけれども、ほかは上がったけど、湯さん館は値段は上がるのかいとか、いつ上がるのかという声も様々な実は出ておりました。これは3月、2月ぐらいでしたかね。春先だったと思うんですけれども、そんな話をたまたま耳にしました。

確かに、こういう話があったときには、当然ですけれども、町からは温泉施設の利用料上限額の改定、もっと言えば利用料が上がるよなんて話は、正確にはもちろんなかったわけではありますけれども、今議会、6月議会に温泉施設条例の利用料上限額の改定の議案が上程されており、本議会に上程されているわけです。

今回出された条例については、あくまでも利用料の上限額の改定。上限額の改定ということですので、入館料の改定ではない。これは私も議員として重々承知はしております。つまり、入館料の改定自体は、改定するのはあくまでも指定管理者、運営管理者である坂城町振興公社であり、それを条例の範囲内で料金を決定するということはよくわかっております。

しかしながら、先月、お隣の千曲市にある白鳥園のホームページに、こんな記載がありました。一部を読み上げます。信濃毎日新聞朝刊にて、千曲市営の入浴施設の利用料金引上げについて、こんな掲載がされていたということで、その記事が、「当園について、大人料金600円から950円」という記載があったわけです。ただ、この950円というのは、町もそうですけれども、上限額が記載されていたわけです。実際の金額は、もちろん坂城と同様だと思うんですが、今後、千曲市と指定管理者で協議し決定する予定ですと。改定後の料金につきましては、正式に決まった際にお知らせしますという案内が白鳥園のホームページにされていました。

つまりは、仮に今回上程されている議案が議案どおり議決した場合には、上限額だけが独り歩きしないように、上限額が利用料の決定かのようにされないようにすることが当然望ましいというか、あるべき姿だと思っております。つまり、注意が必要だと思われます。

そこで、今後、株式会社町振興公社において、正式に利用料が改定されると思うが、その周知方法はということでお聞きいたします。

ちなみに、ちょっとここ何年かを振り返れば、新型コロナウイルス感染症の流行があり、そして、コロナ禍の中でしたけど、びんぐし湯さん館のリニューアル工事は2022年でしたか

ね、3年ほど前になりますが、あって今に至るわけです。

2019年、これは、私の1期目の最初の一般質問の際に答弁された入館者数のデータによると、2016年、これは大分前ですけど、9年ほど前ですけど、平成28年には26万3,912人、そして2017年、これは平成29年ですが、25万3,762人、2018年、平成30年ですが、これは25万3,933人と、年間の利用者数がおおむね25万人以上になっています。

では一体、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変わった2023年、令和5年の直前、2022年から昨年2024年、令和6年までのコロナ明け直前から昨年までの利用者数の推移はどうなっているのか。これは一応見ておかなければいけないデータですので、質問としてお願いします。

そして、この項目の最後の質問ですけれども、仮に上限額の改定案が可決した場合、利用の上限は一体いくらまで上がるのか。本当のというか、実際の金額がどうなるのかというのは、かなり今の湯さん館の利用者からも関心が高いわけでありましてけれども、上限額の議案が可決した場合、利用者をさらに増やすための今後の取組というのも、ここでお聞きしたいと思います。

もし、町振興公社が正式に料金改定、つまり、料金を上げる場合、恐らく一時的に利用者は減ると思われます。減る可能性があると言っておいたほうがいいんでしょうか。と思っ

町長（山村君） ただいま、山城議員さんからびんぐし湯さん館について、また、温泉施設条例の利用料上限額改定についてご質問をいただきました。先ほど議員さんがおっしゃいましたけれども、びんぐし湯さん館のヘビーユーザーとして、また再度質問していただけるということで、ありがたく思っております。今のご質問について、逐次お答え申し上げます。

まず、2番目の質問として、びんぐし湯さん館について、イとして温泉施設条例の利用料上限額改定についてのご質問にお答えいたします。

びんぐし湯さん館は、平成14年4月の開館以来、町内外から多くの皆様にご利用いただいております。泉質の良さや眺望のすばらしさ、そして自然豊かな環境の中で、五感を通してくつろぎやゆったりとした時間を提供してまいりました。

また、町民の皆様の心身の健康促進やコミュニティ活動の場、地域活性化の拠点として、さらには観光に訪れた方にも親しまれる、多面的な機能を担う施設として運営されております。

今年で開館23年目を迎える本施設は、開館当初より株式会社坂城町振興公社が運営しており、地域の皆様に親しまれ、愛される施設づくりを目指して、サービス向上に努めてきたところであります。

さて、ご質問にありました、本議会において改定案を上程させていただきました温泉施設条例の利用料上限額改定の経緯であります、びんぐし湯さん館の運営につきましては、令和元年10月の消費税率引上げに伴う値上げ後も、新型コロナウイルス感染症の影響や、ロシアによるウクライナ侵攻を契機としたエネルギー・原材料価格の高騰など、経営環境は大変厳しい状況が続いております。

このような中で、坂城町振興公社におきましては、町や国・県の支援制度の活用、固定費の見直し、コスト削減等、様々な経営努力を重ねてまいりましたが、近年は人件費の上昇も加わり、現行の料金体系では持続的な運営が困難な状況との報告も受けております。

こうした状況を踏まえまして、町といたしましても、今後の安定的な経営と施設の維持管理を図るため、条例に定める利用料の上限額の見直しについて、本議会に改正案をお諮りすることとしたものであります。

次に、指定管理者であります坂城町振興公社において決定されることとなる新たな利用料の周知方法のご質問であります、新たな利用料につきましては、湯さん館のホームページ、あるいはフェイスブック、施設内での掲示物やチラシ等により、幅広く利用者への周知を図っていくものと伺っております。

また、町といたしましても、町ホームページや広報誌にて料金改定の内容を掲載し、町民をはじめ多くの方に周知できるよう取り組んでまいります。

次に、びんぐし湯さん館の直近3か年の利用者数についてでございますが、令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響や、20周年記念リニューアル工事に伴う休館により、16万3,483人、令和5年度（2023年度）は、感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたこと、また、施設リニューアルに伴い、より使いやすく魅力的な施設となった相乗効果などにより、21万4,840人と前年から大幅に増加いたしました。

また、令和6年度（2024年度）は、22万2,224人で、コロナ禍前、令和元年23万7,212人の利用者数に徐々に戻りつつあります。

最後に、利用者増加に向けた今後の取組といたしましては、坂城町振興公社によるこれまでの取組に加え、季節やイベントに応じた新たな企画の実施、情報発信の強化など、さらなる利用促進策を実施していくと伺っております。

具体的には、既に実施しております町民割引優待券の定期配布、いい風呂の日割引（毎月11日と26日）、年始のお年玉割引券の配布、JAF会員・消防団員・子育て家庭優待パスポート利用者への割引や、毎年好評を博しております「ばら祭り」の開催に合わせて企画した、入浴と食事をセットにした「さかきばら祭りセット」など、多様な集客施策を継続し、館内では音楽やダンスイベントの開催など、温泉利用以外の魅力の向上にも力を入れております。先日も、びんぐし公園でハワイアンフェスティバルがあり、その次の日、湯さん館でもフラダン

スをやっていたきました。

また、令和6年度末時点で、累計来館者数が約581万人、正確には580万8,343名となりました。このペースで推移しますと、今年度中には来館者数が600万人を達成する見込みでありますので、達成を記念した600万人目の方への記念品の贈呈なども考えているところでございます。

加えて、今年10月には、ステキさかき観光協会が主体となって「坂城版ONSEN・ガストロノミーウォーキング」の開催が予定されております。

食や自然、歴史文化、温泉など、その土地ならではの魅力を総合的に体験するこのイベントは、びんぐし湯さん館をイベントのゴール地点として計画されており、町外からの来訪者の増加や認知度向上も期待されるところであります。

さらに、館内ロビーでは、地元の野菜・果物・山菜、駄菓子コーナーの充実など、地域や季節を感じられる売場づくりにも努め、施設の付加価値を高めております。

また、施設運営といたしましては、利用される皆様の声に耳を傾けながら、地域の憩いの場として、末永くご利用いただけるよう、努力を重ねております。

今後も、数多くある温泉施設の中から選ばれる施設であるために、泉質の良さや眺望のすばらしさを最大限に生かし、坂城町振興公社と連携して、施設の魅力とサービス向上に一層努めてまいりたいと考えております。

9番（山城君） ただいまびんぐし湯さん館について、町長から答弁がありました。私が率直に思ったことをまず申し上げますと、今年中に累計入館者数が600万人に到達する予想であると。それに向けてのイベント、何か策も考えていらっしゃるということなので、それには私も期待をして、またさらなる利用者増、イベントとしてやられれば発信にもつながると思うので期待をしております。

そして、「坂城版ONSEN・ガストロノミーウォーキング」も、以前、町長からご提案があったとおりで、このイベントも秋頃ということで、当然ながら新しい企画であり、これには私も注目と期待をしているところであります。

今、町長から答弁があった町民割引券、これについて再質問。まだ具体的には決まらないと思うんですけども、これの割引額というか、今は金額が決まっていますけれども、価格が上がった場合、上がった場合という例えばの話になってしまいますが、これ自体どうなるのかというのは、一つちょっと再質問としてお願いいたします。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

湯さん館の割引券につきましてですけれども、今回、上限額が改正された後、湯さん館の取締役会等で新たな料金が決まります。その際に、併せて優待券ですとか割引券等についても振興公社で検討がされることとなります。

9 番（山城君） 担当課長、答弁をありがとうございました。答弁いただきました。これも振興公社が、あくまでこれは条例案で改定が決定した後の話ですし、また、金額がいくらになるかというのもまだ決まっていないわけですから、その辺は答弁が難しいのは承知していましたが、当然正式な金額がどこまで上がるかというか、どこまでになるかによっては割引額も変わってくるのは、そのとおりかなと思います。

ただ、この点についてもやっぱり町民の中では、町民というか、町内にお住まいの利用者さんからはちょっとお問合せがあったので、町長の答弁もありましたので再質問させていただきました。

そして、これまでびんぐし湯さん館については、3 回一般質問を行っております。そして、その中で、以前ですけれども、例えばソーラーパネル、太陽光発電の設置についてだとか、あとまた年間券、半年券の自動受付機の導入など、これも以前一般質問で提案をしましたが、その当時は難しいということでしたけれども、これも導入、もちろん以前から計画されていたかもしれないけれども、導入に至っています。

また、以前の質問等で答弁にもありましたけれども、駄菓子子の販売だとか、誘客のための様々な施策が打たれておりますが、子どもにもそういったものは好評ということも聞いております。なお、当然のことですけれども、びんぐし湯さん館、温泉の運営に関しては、町の職員の皆さんや、坂城町振興公社のスタッフの皆さんのご努力には大変敬意を表しております。

しかしながら、課題があるとすれば、これは町に。一般質問としてはあまり適さないのも承知はしておりますけれども、一方で接遇面、つまりマナーの部分については課題が残されていると私も感じております。今申し上げたとおり、施設の運営自体は坂城町振興公社であり、町ではない。それは十分理解はしております。

接遇面についてなんですけれども、ちょっとこれは私も言いにくい発言なんです、従業員には言えない、言っても仕方がない。直接言えないから、議員である山城君お願い。こんなことをたまに言われるんですよ。もちろん、これまでの担当課長や担当係長には伝えておりました。そしたら、当時の課長、係長からは、そういったことはやっぱり議場ではなく、個々に伝えてほしい。十分にわかっています。ただ、ここまで私が言わなきゃいけないのかというのは、ちょっとどうなのかなと思ったので、ここで述べさせていただきます。

そこで、2023 年、2 年前に同様の質問ですね、接遇面に関する質問をした際、当時の担当課長からはこんな答弁がありました。「施設の運営については、町振興公社ということでもありますけれども、施設自体は町の施設ということでもありますので、ただいまのご意見については、町振興公社とともに今後の課題として研究させていただきたいと、そんなふうに考えているところでございます。」と当時の担当課長はおっしゃいました。

では、どんな研究がなされたのか。これは関連質問だと思っているので、私も再質問いたし

ますが、利用者の声を聞く、もしくはそれを聞いた上でどうするかということは、研究の結果どうだったのかというのは、びんぐし湯さん館、温泉施設ということで、関連質問だと思っていますので再質問させていただきます。

また、利用者を増やすための方策、これは私のほうでも一つ提案をしなければいけないと思いますので申し上げますが、例えばこんなことを言う方がいました。企業向けの団体券みたいなものがあればいいのにね、こんな話も実はありました。もちろん、これは企業さんごとの事情もあるとは思いますが、こうした声もある以上、団体券などの導入も検討してみてはいかがでしょうかということでもあります。福利厚生観点から、また、今は個人で利用しているが、実は同じ会社の中で複数人が利用している場合というのも存在しております。そういうことから、今申し上げましたとおり、団体券のような複数人で利用できるような券の創設について、再々質問になりますが、二つお聞きいたします。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

振興公社の接遇などのことに関しましてのご質問でございますけれども、様々なご意見につきまして、社員一同の共通認識といたしまして、振興公社の従業員への接遇研修など、各種研修等を実施するなど、利用者の満足度の向上に向けて努めてまいりたいと考えております。

また、企業などの団体券などの導入につきましては、企業の皆さんのご意見などを踏まえ、また、議員さんからいただいたご意見も踏まえて、振興公社とともに検討してまいりたいと考えております。

9番（山城君） ただいま担当課長からご答弁いただきました。何でこんなことを言わなきゃいけないかというのは、先ほど私も恥ずかしながら言いましたが、山城くんと言わなきゃ駄目だと言われちゃうと、それじゃ駄目だというのは、もう誰が聞いてもそう思うんですね。つまり、施設自体は町である以上、その指定管理者に対して、ちゃんとやっているよねということは常に連絡、報・連・相をなされていると思いますが、なかなかその声が届いていないという現状に対して、やはり、それを今私が申し上げましたとおり、町振興公社としても、取締役の皆さんですかね、今ちゃんとやっているのことは言ってほしいですし、町としてもちゃんと聞いているよねと。問題ないよね、あるのということは、やっぱり町の指定管理者として業務を果たしているかどうかのチェックをやったりしてほしいと思いますし、していったら満足度が上がると思っております。

ちょっと余談ですけど申し上げてしまった。社長が町長ですので、町長の山村 弘さんに対して伺っているわけではないですけども、やはりその辺、本当に施設がすごくいい施設、そして従業員の皆さんも大変ご苦労され、鋭意努力されているのは、私も先ほど申し上げましたとおり、よく承知しています。ただ、一事が万事ではないですけども、いい施設なのに、なのという言葉が本当につくたびに私も残念だなと思うし、それぐらいできるだろうと思うと

ころは率直にあります。

若干失礼なことを申し上げましたけれども、やはり私もこの施設をよりよくしてほしい。もちろん、町内のほかの施設も同様によりよくしてほしいということもありまして、少々場違いな部分もあったかもしれませんが、この点については、強く皆さんに、特に町側の皆さんには申し上げたくてお伝えしました。

若干のまとめにはなりますけれども、今回は、国道18号バイパス建設、そしてびんぐし湯さん館についての大きく二つについて質問をいたしました。バイパスについては、答弁もありましたので、若干触れさせていただきますと、あと10年、数年以内にはしっかりと供用ができるよう、国にもしっかりと意見をするとともに、びんぐし湯さん館については、利用料がもし改定となった場合には、誘客・集客についての取組を振興公社としてやるのはもちろんですが、町側のバックアップもしっかり整えていただいて、よりよい施設になっていただけたらということを重ねて申し上げて、私の一般質問とさせていただきました。以上です。

議長（中嶋君） ここで10分間、休憩いたします。

（休憩 午前 9時44分～再開 午前 9時54分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、6番 中村忠靖議員の質問を許します。

6番（中村君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

今回の質問では、一つ目に住宅の耐震対策について、3点、そして、二つ目には、旧家の久保家住宅について、3点質問させていただきます。それでは、順次質問に移ります。

1. 住宅の耐震対策について

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震、首都直下型地震など大規模地震の切迫していること等に鑑み、政府全体として防災・減災、国土強靱化に関する取組が強化されております。

今年の3月には、文部科学省と気象庁は、日本の気候変動について、最近の観測結果や科学的知見を取り入れた「日本の気候変動2025―大気と陸・海洋に関する予測評価―」を公表しました。本報告書は、様々な分野における日本の気候変動対策の効果的な推進に役立てることを目的に取りまとめ、公表するものです。

令和2年12月4日に公表した「日本の気候変動2020」に新たな科学的知見と最新データを反映し、次のような新たな情報や最新の評価結果を追記しています。

一つ目に、日本における極端な大雨の発生頻度や強度の変化では、工業化以前に100年に1回現れていた大雨は、世界平均気温が2度上昇した場合、100年に約2.8回、4度上昇した場合に約5.3回に増えると予測。これは全国平均です。

二つ目に、日本における極端な高温の発生頻度や強度の変化では、工業化以前に100年に1回現れていた高温は、世界平均気温が2度上昇した場合、100年に約67回、4度上昇した場合に約99回に増えると予測されております。

三つ目に、日本近海海域における地球温暖化の進行具合を示す溶存酸素量の長期変化では、溶存酸素量の長期的な減少が日本南方海域にて世界と同程度かそれ以上の速さで進行。

四つ目に、日本における平均気温の1898年から2024年の間に、100年当たり1.4度の割合で上昇などであります。

昨年、2024年の1月1日に発災した能登半島地震は、記憶に新しい大規模地震として認知されております。この災害では、輪島市と志賀町で震度7、七尾市や珠洲市で震度6強の地震が観測されました。

この地震により341人の方々が亡くなられ、多くの古い木造家屋などが倒壊し、6,273棟の家が全壊しました。特に被害の大きかった輪島市では、観光名所である朝市を中心に大規模な火災が発災し、6日に鎮火するまで約300棟の家を焼き尽くすなど、甚大な被害を受けました。

また、2025年1月17日は、阪神・淡路大震災から30年となります。この30年、各地で様々な災害に見舞われてきました。多くの災害を経験した中で、この先どこで起きてもおかしくない次の災害への対策は急務です。

ここで教訓の一つとして、多くの瓦屋根の古い木造住宅が倒壊する一方、比較的新しい家屋は倒壊を免れていた。古い建物の耐震調査・補強などの耐震対策、耐震化の推進が大変重要との指摘でした。

そこで、耐震対策での新たな試みの事例を一つ紹介させていただきます。県内の松本市では、地震発生時における住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、既存木造住宅内部に耐震シェルターなどを設置する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を導入しております。ちなみに、補助額は対象工事費の2分の1以内かつ限度額が20万円です。最近も北海道地域各地などでも地震があり、住宅に関する耐震化への備えがますます重要となってきております。

そこで、まずい。坂城町住宅耐震化の取り組みについて、3点お聞きします。

一つ目に、町内でこの耐震制度ができてから、今まで耐震診断を受けた件数、推移及び耐震改修補助制度を利用、申請した件数、推移は。

二つ目に、無料耐震診断補助の戸数及び耐震補強補助の戸数はどのように決めているのか。

三つ目に、最近注目され、他の自治体で実施している耐震シェルター及び耐震ベッドについて、町の評価・考えは。これは、先ほど紹介しました、特に高齢者や避難の難しい方々が、地震などによる住宅の倒壊から自身の生命を守るために設置し、一定額の補助が受けられる制度であります。

以上3点について、答弁をお願いいたします。

建設課長（高橋君） 1. 住宅の耐震対策について、イ. 坂城町住宅耐震化の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

昭和56年5月以前に建築された建築物につきましては、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の旧耐震基準により建築され、大規模地震に対する耐震性が不十分なものが多く存在しております。

そうした中、大規模地震に対する建築物の安全性を確保するため、平成7年に、いわゆる耐震改修促進法が施行され、既存建築物の耐震化が進められてまいりました。

また、平成18年の法改正によりまして、国・自治体において、計画的に耐震化を促進することとされたことを受けまして、長野県においても、県・市町村がそれぞれ耐震改修促進計画を策定し、県と市町村が連携して建築物の耐震化に取り組んでいるところでございます。

特に、既存木造住宅の耐震化を促進するための取組といたしまして、町では、昭和56年6月1日施行の新耐震基準以前に建築確認を受け、旧耐震基準により建築された個人の木造住宅を対象に、木造住宅耐震診断事業と耐震補強事業を実施しております。

木造住宅耐震診断事業につきましては、県の木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された有資格者が、依頼のあった住宅を訪問し、建物がどの程度耐震性を有するか、精密耐震診断を実施するとともに、耐震補強方法の提案を行うものでありまして、耐震診断に係る経費は、町が国・県の補助金を受け、全て公費で負担することとしております。

また、耐震補強事業につきましては、精密耐震診断の結果、地震に対する危険性があると判定された住宅を対象に、耐震補強工事に要する費用の5分の4、最大で115万円の補助金を交付するものであります。

ご質問のありました、木造住宅耐震診断事業と耐震補強事業のこれまでの実績につきましては、制度を開始した平成19年度から令和6年度までに、精密耐震診断を118件、耐震補強事業を13件実施しております。

また、過去5年間の推移について申し上げますと、精密耐震診断につきましては、令和2年度4件、3年度4件、4年度3件、5年度4件と推移しておりましたが、令和6年度は能登半島地震の影響による地震対策への関心の高まりもあり、年間12件の精密耐震診断を実施したところでございます。

一方、耐震補強事業につきましては、令和2年度、令和5年度にそれぞれ1件ずつ2件の補助を実施しております。

次にご質問のありました、耐震診断事業、耐震補強事業の年間の実施件数の決定方法につきまして、町では、毎年度、町民の皆様から寄せられる希望件数や直近の実績等を勘案して、翌年度の実施予定件数、予算額の見積りを行っておりまして、予算の範囲内で事業を実施してお

ります。

また、耐震診断事業、耐震補強事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金や県の住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金を活用しておりまして、国や県の補助金の採択の状況に応じ、件数の調整を行っているというところでございます。

続きまして、耐震シェルター及び耐震ベッドの導入に対する補助制度について、町の考え方についてのご質問にお答えいたします。

県内の一部の市町村では、耐震補強工事の費用が多額になる場合、補強工事に代わる選択肢として、耐震シェルターや保護枠付きの耐震ベッド導入に対する補助制度を設けております。

耐震シェルターや耐震ベッドにつきましては、地震発生時に身を守るための有効な手段の一つであり、耐震補強工事よりも安価に設置できるという利点がございます。

しかしながら、家屋倒壊後の救出に時間を要するケースや、耐震シェルターや耐震ベッド以外の場所で被災した場合の安全性の確保が難しいなどの懸念もあることから、住宅の倒壊を防止し、生命だけでなく、住居や家財を守ることができ、かつ、被災後、生活を再建することまでを考慮いたしますと、耐震補強工事をしていただくことが望ましいと考えるところでございます。

耐震補強工事の大きなネックとなる費用負担につきまして、町では、耐震補強事業による支援の拡充を図っており、今年度から補助の上限額を従来の100万円から115万円に拡大するとともに、対象者の所得条件を撤廃し、制度を利用できる範囲を拡大したところでございます。

また、県におきましても、令和6年度から長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金を創設し、一定条件を満たす既存木造住宅の耐震改修に対して、市町村の補助に最大で50万円の上乗せ補助を行っております。

町といたしましては、このような町・県の支援策を活用していただくことにより、大切な住居と生命、財産を守る耐震補強工事に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

引き続き、今後想定される大規模地震に備え、広報誌やホームページ、防災行政無線のほか、県と協力しながら、チラシの配布や回覧等を実施し、地震対策に関する意識啓発と補助制度等の公的支援の周知を図り、住宅の耐震化と地震に対する安全性の向上に努めてまいりたいと考えております。

6番（中村君） ただいまは、担当課長より答弁をいただきました。詳細な説明について理解いたしました。今後ますます大規模地震などによる住宅などへの甚大な被害、人的に様々な影響が予想されます。他の自治体の新たな取組なども参考に検討され、住宅の耐震化対策が進展するとともに、多くの方々がこの耐震改修補助制度などを活用され、安心・安全な生活が送れる

ことを望みます。それでは、次の質問に移ります。

2. 旧家の久保家住宅について

村上地区のびんぐし公園近くにある旧家の久保家住宅ですが、数年前に同僚議員が一般質問で取り上げておりました。その答弁の中で、山村町長が以下のようなことを話されておりました。一部抜粋して紹介いたしますと、「今後のビジョンということではありますが、教育長からも話があったように、天正年間、四百数十年前に久保家が上平に移られ、ずっとその地に住まれて、なおかつ建物も二百数十年前、江戸末期の建物だということ、それがほぼそのままの形で残されているという、大変すばらしい施設だと思っている。」と話しておりました。また、「建物だけの寄附ではなく、中にあります千数百点以上に及ぶ書画についても、坂城町の学芸員が調査したがもう一度、確認が必要と考えている」とも話されております。

さらに、隣接するびんぐし公園、びんぐし湯さん館、びんぐしわくわくステージ、味ロジ・びんぐし亭などなどもあり、それから、スパーク坂城のゲートボール場、テニスコートがあったり、もっと言えば村上保育園もあったりとか、もっと足を延ばせば、十六夜観月殿や狐落城、自在山も近く、そもそも村上の発祥の地でもある島地区もすぐ目の前にあるということです。

最後に、今後は将来的なことも考え、町でしっかり吟味して、関係する皆様方のご意見を伺いながら、どのようにあの建物を保管し、使い、あるいは中の書画がどのように展示できるかなどを含めて、検討していきたいと思っているなどなど、お話をされておりました。

そこで、旧家の久保家住宅について、3点お聞きします。

- 1、旧家である久保家住宅の概要は。
- 2、久保家住宅の現状の管理状況については。
- 3、今後の活用方法について、町の活用方針・考えは。

以上3点について、答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんから2番目の質問としまして、旧家の久保家住宅について、また、1から3番目で久保家住宅の概要ですとか、現在の管理状況、今後の利用・活用法などのご質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、久保家住宅の概要でありますけれども、上平の久保家は、戦国時代は甲斐の武田家の家臣であり、天正以降、武田家が滅亡した後に上平の地に根づいたと伝わっております。

史料によりますと、上平の地では、多くの土地を持つ裕福な農家で、江戸時代を通して複数回、上平村の名主の役を務められたとのことであります。また、松代藩の用材林、林ですね。である御林（おはやし）が上平村に設置され、この管理役である御林見（おはやしみ）を代々務めた格式の高い家柄であり、作米を利用した酒造業を営んだり、余剰の金子をもって金融業も営んでおられたとのことであります。

久保家住宅が町所有となった経過といたしましては、平成１１年頃、当時の当主でありました久保速雄さんから、久保家住宅に係る文化財的価値の提示と町による保存の依頼があったことが始まりであります。

その後、速雄氏が亡くなられたことで、保存に関する話は一旦停止状態になりましたが、平成２６年に相続人の久保柳哉氏から、地元の方を介し、町への寄附の意向が伝えられたことから、翌２７年に現地の状況確認を行うとともに、町文化財保護審議会に文化財的価値の見解を求めたところ、貴重な文化財建造物であり、保存活用していくことが望ましいとの意見をいただいたことを受け、寄附受納に向けての協議を開始したところであります。

協議につきましては、保存を希望する建造物や物品などについて寄附者の意向を伺うとともに、建物内に残る祭祀具や家具、生活用品等の処理について話し合いを重ね、最終的には柳哉氏の急逝により、寄附に係る協議と一緒に参加されていた弟の久保亞弓氏から、令和３年２月１５日付でご寄附をいただいたものであります。

ご寄附をいただいた旧久保家住宅の敷地面積につきましては、４，８５２．８７平米、坪数に換算しますと約１，５００坪で、建物は主屋のほか長屋門、土蔵、みそ蔵など複数棟の附属建物があり、建築面積は合計７１５．０２平米、坪数に換算しますと約２２０坪、延べ床面積は合計１，０４８．１１平米で、同じく坪数に換算しますと約３２０坪となっております。

建物のうち、一番古いのは主屋裏側の文庫蔵で、明和９年、１７７２年の建築、次に古いのが主屋で天明８年、１７８８年の建築であることが文献により判明しており、２３０年以上前に建てられた大変貴重な建物となっております。

続いて、久保家住宅の現在の管理状況についてであります。日常的に無人の施設となっておりますので、漏電遮断ブレーカーを設置した上で、人感センサーや火災報知器による監視を警備会社へ委託し、防災・防犯管理を行っております。

また、厳冬期、冬を除きまして、月に１～２回程度は室内の換気や清掃、庭の除草作業などを行っており、敷地内の植栽については、専門業者に委託して剪定等を実施するなど、維持管理に努めているところであります。

次に、今後の活用方法について、町の活用方針・考えはとのご質問ですが、旧久保家住宅に関しましては、平成２７年の町文化財保護審議会において、貴重な文化財建造物であるとの見解をいただいているところでありますが、令和５年１１月に、改めて、専門家である県の元文化財保護審議委員で信州大学工学部建築学科の土本俊和教授と、県の現文化財保護審議委員で信州大学工学部建築学科の梅干野成央准教授に現地を確認いただき、主屋だけでなく屋敷構え全体が残されており、文化財的価値は非常に高いとの所見をいただいたところであります。

現地調査により、旧久保家住宅は後世にも残すべき貴重な建造物で保存すべきものとの見解はいただいたものの、構造等の詳細な部分が不明であったことから、令和６年度から信州大学

工学部に委託し、耐震診断も含めた建造物の構造調査など詳細な建物調査を実施しているところでもあります。

昨年度の調査では、建物の屋根部分を支える骨組みがかやぶき屋根の特徴を持っているにもかかわらず、当初より瓦ぶきであるという大変興味深い点なども確認されております。

調査の成果につきましては、令和8年度中にまとめられる予定であり、この成果を確認する中で、町指定の文化財、あるいは県指定等に向けて段階的に進めてまいりたいと考えているところでもあります。

また、文化財の指定につきましては、町・県・国と指定ランクによって保存や修繕にかかる補助金額が上がる一方、利活用についての制約が強くなる傾向となっております。

まずは、調査成果の報告を待ち、成果から得られた情報を基に指定ランクを予測しつつ、具体的な活用方法を模索してまいりたいと考えているところでもあります。

なお、建造物と一緒にご寄附いただきました古文書につきましては、久保速雄家文書として文化財センターで公開しておりますので多くの方にご覧いただきたいと思います。

また、昨年11月30日に、信州大学工学部の梅干野准教授の解説により旧久保家住宅見学会を開催いたしましたところ、定員を超える多くの方々にご参加いただき、大変好評でありました。本年度も調査の中間報告を兼ねた見学会を開催すべく、日程等の調整をしているところでもありますので、その際は、多くの皆様にご参加いただきたいと思います。

旧久保家住宅の利活用につきましては、周辺がびんぐし公園やびんぐし湯さん館などの多くの人が集うエリアであり、先ほどもお話がありましたけれども、近くには御厨社古墳や十六夜観月殿などの町指定文化財がありますので、歴史的建造物の特性を生かしつつ、周辺全体の環境等も考慮する中で、よりよいものとなるよう、検討してまいりたいと考えているところでもあります。

6番（中村君） ただいま、町長より答弁をいただきました。詳細な説明をありがとうございます。

最後に、坂城町にある歴史的建造物である久保家住宅の活用については、町民の皆様のみならず、町議会でも関心が寄せられております。そこで、今後の活用方法の方向性として、以下のようなことが挙げられると思います。

一つ目に、文化観光資源としての活用では、歴史的建造物である久保家住宅を町の文化財や観光資源として活用することで、地域の魅力を高めることが考えられます。

二つ目に、地域交通の場としての活用では、地域住民の交流の場や地域イベントの開催場所として活用することで、地域コミュニティの活性化に寄与する可能性があります。

三つ目に、教育・文化の場としての活用では、歴史的建造物を活用した教育プログラムや学習の場として、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供することが考えられます。

これらの活用方法については、現在進められているとお聞きしました調査結果に基づく町の方針や地域住民の意見を踏まえた上で、具体的な計画が一刻も早く策定されることを望みます。今後、町の動向や議会の議論を注視し、久保家住宅の有効な活用方法や検討が早期に進展することを期待いたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（中嶋君） ここで10分間、休憩いたします。

（休憩 午前10時22分～再開 午前10時32分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦議員の質問を許します。

13番（大森君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。

1. 誰もが差別を受けないために

ちょっと前置きが長くなりますが、大変重いテーマでありますので、少し説明も含めて前置きを話させていただきます。ある人が松本市の議会で、昨年3月議会ですが、信毎の記事で松本市が人権に関する条例を制定したことを読んだと。坂城町もこんな条例にしてほしいとのお話がありました。また、役場庁舎前の駐車場が整備され、宣言塔がなくなって非常にうれしい、役場の前を通るたびに、もうこれはないんだとうれしく思っていたと話されていました。

宣言塔がなくなった理由を説明し、その代わり庁舎玄関に入った左側の壁に掲示してあると話すと、驚きました。がっかりした様子でした。臨時措置法で生活環境や教育など、他の地域と変わらなくなった。社会的にも差別されず、誰とでも付き合うことが現在できている。そして、以前、Aさんが区の役員のときに、ほかの役員と一緒に部落解放の町宣言の廃止、確認集会の禁止、隣保館の名称の変更などを要望する署名活動を行ったといえます。それには、ほとんどの世帯で賛同していただいたという話であります。

ある奥さんからは、なぜうちには署名の話がないんだと言われ、ご主人が署名しないと云われたと話すと、お父さんと私は考えが違う、私にも署名させてほしいと言って協力してくれた。そして、署名には多くの方が賛同してくれたということです。

その後、まとめた署名を持って町長と懇談の約束ができた当日、これは当時の町長で、今の山村町長ではございませんので、ご理解ください。町長と挨拶を交わしているときに、職員が時間ですと町長に声かけがあり、町長は職員から内容は聞いているからと言って、席を立って出ていきました。要望書に対する町側からの回答はなかったとのことでした。

このときの資料を見せてほしいと私はお願いしましたが、相当前のことでよくわからない、一緒にやった人もほとんど亡くなって、探しようもないということでした。恐らく町にあれば、ぜひ探し出していただければというふうに思います。地区住民の思いと部落解放同盟坂城町協議会の運動を受け入れたわけではありませんでした。

2002年、平成14年3月、総務省は、社会的問題としての同和問題は、総額16兆円以上の予算、坂城町では約17億円以上の事業費を投じまして、33年間に及ぶ同和特別対策事業と国民の努力で基本的に解決したとして、1960年、昭和35年から実施した同和特別対策事業を初期の目的を達成した。これ以上の特別対策は国民の理解を得られず、むしろ有害と総括し、同和行政史約1千ページをまとめて、関係省庁と都道府県に終結を通知しました。

終結に伴い、国は「今後の同和行政について」を作り、特別対策を終了し、一般対策に移行する理由をその中に書いてあります。一つは、特別対策は本来時限的なものであり、これまでの事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく改善したこと、二つ目に、特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではないこと、三つ目に人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは事実上困難であること、これらが挙げられています。国の終結宣言を受け、町は同和対策課、同和教育課を廃止しております。

特別対策事業の期間中、これは1981年、昭和56年1月15日付の町議会報に条例案等の質疑で、網掛地区に共同園芸施設の建設事業で、総事業費は8,400万円超で、これを専決処分で執行した、このように議員から指摘されています。議会軽視ではないか、そういうふうに追求しています。また、1981年、昭和56年度の決算の財産に関する調べには記載されていないと指摘され、いずれも町長が陳謝をしております。

また、町の特別会計である同和地区住宅新築資金等貸付事業は、町が金融機関から7%の利率で借入れ、解放同盟が仲介して新築希望者に2%の利率で貸付けを行っております。返済期間は最長で30年間であるにもかかわらず、いまだに全額の回収ができていません。

町が金融機関から借入れた債務の返済が完了することを受けて、2018年、平成30年9月議会でこれの決算が認定され、この特別会計は廃止され、残債については、一般会計に移行することになりました。このときに私は町の誤りを指摘し、同和事業が一般事業に移行されることをもって賛成討論を行っております。

町は、公平・公正な行財政運営が求められているのに、同和事業はゆがめられてきました。一民間団体の言いなりになって進めてきた町の行財政運営の責任は重大であり、反省しなければなりません。そこで、お尋ねいたします。

イ．補助金の見直しを

自らの要求で組織している一民間運動団体である部落解放同盟の補助金はやめるべきではないでしょうか。町の考えをお聞きます。

ロ．隣保館の名称変更を

隣保館の名称を変えてほしいとの地元の意見が出ています。この名称は、旧同和地区を表示しているようなものではないでしょうか。特別措置法が廃止になっているのに、そのまま残さ

れているのは、永久にいつまでもその地域を示すものになるのではないのでしょうか。名称は変えても、現在の業務、そしてその機能を維持すればいいだけではないのでしょうか。県内では、隣保館の名称がほとんどですが、佐久市では中央隣保館がありまして、合併したからだと思うんですが、浅科地区と望月地域では、人権文化センターという名称になっています。他県の加古川市も人権文化センター、その他の自治体でもいろんな名前をつけています。そういう意味で、隣保館の名称の変更を要望するものであります。

ハ．条例及び規則の見直しについて

坂城町差別撤廃人権擁護に関する条例及び差別撤廃人権擁護審議会規則等に記載されている「部落差別をはじめ」の文言、後ろに続く「あらゆる差別撤廃」に内包されており、「部落差別をはじめ」を削除すべきと考えますが、町の考えをお尋ねします。

ニ．「部落解放の町宣言」について

町の宣言は、交通安全都市宣言、公害防止の町宣言、部落解放の町宣言、非核の町宣言、青色申告と振替納税の町宣言、ゆとり宣言の6本であります。3番目の部落解放の町宣言を除いた5本の宣言は、議決宣言となっています。しかし、部落解放の町宣言は、ただ宣言とだけ表記されています。一体これはどういうことなのか。そういう意味で部落解放の町宣言が制定された経緯についてお尋ねします。

そして、議決を経ていない宣言であるので、これを廃棄することを提案したいと思いますが、それについてのお考えを求めます。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、大森議員さんから1番目の質問としまして、誰もが差別を受けないためにということで、イ、ロ、ハ、ニとご質問いただきました。私は存じ上げていない、過去の町議会での議論だとかを大変詳しく説明していただきました。しかしながら、お話を伺っていますと、全般的に部落差別はなくなったんじゃないかというようなことを言われているように感じます。私は決してそうは思えません。極めて重要な問題がまだ残っているというふうに思いますので、歴史的な経緯を含めまして、お話し申し上げたいと思っております。

まず初めに、部落差別は、中世あるいは近世以降において職業を同じくする人々などと同じ地域に居住させたことによる、日本社会の長い歴史の中で形成された身分階層構造に基づく差別として、日本国民の一部の人々が長年にわたって経済的・社会的・文化的に不利な立場に置かれ、日常生活においても様々な差別を受け続けてきた、大変深刻な人権問題であり、現在においても、結婚や就職に係る事象のほか、インターネット上での差別的言動などの新たな課題が浮き彫りになるなど、依然として差別は根強く存在しております。

こうした状況の中、国においては昭和44年から平成14年までの33年間にわたり、同和対策事業特別措置法などの特例法を制定し、国及び地方公共団体の責務を定め、それぞれが連

携して特別措置法に基づく同和地区における生活環境の改善や教育・就労支援など、各方面にわたる施策が実施されてきたところであります。

特別措置法につきましては、時限立法として平成14年に終了いたしました。その後、部落差別は完全には解消されず、むしろ差別が見えにくくなる中で、当事者の苦しみが見えなくなるという課題も浮き彫りとなったことなどを受け、国は平成28年、2016年に部落差別の解消の推進に関する法律を制定し、国及び地方公共団体が連携を図り、それぞれの責務を明確に位置づけ、教育や啓発、実態の把握、相談体制の充実など、部落差別の解消に向け必要な施策を総合的かつ計画的に進めているところであります。

町におきましても、昭和50年に部落解放の町宣言を行い、さらに、平成6年、1994年には、部落差別や障がい者、外国人、女性などに対する差別や偏見の解消を目的として、坂城町部落撤廃人権擁護に関する条例（同日「坂城町差別撤廃人権擁護に関する条例」に訂正あり）を制定し、あらゆる差別を許さず、住民一人一人の人権が尊重される、差別や偏見のないまちづくりを目指して、教育や啓発活動などに積極的に取り組んでまいりました。

また、自分と異なる立場や、境遇にある人を理解し、多様性を尊重する心を育み、共に認め合い、共に支え合う人権感覚を養い、明るく住みよい人権・共生のまちづくりの実現を目指して毎年開催しております。人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会におきましては、人権に関するあらゆる課題の解消に向けた講演会などを実施し、多くの町民の皆さんにご参加いただいているところであります。

さらに、町内企業などで組織されている坂城町企業人権同和教育推進協議会におきましても、企業内の人権同和教育を推進するため、毎年、新入社員を対象とする人権同和教育研修会や、企業内人権同和推進員を養成する養成講座を年3回開催するなど、あらゆる差別のない明るい職場の実現を目指して取り組んでいるところであります。

一つ目として、町の協議会への補助金の見直しについてのご質問ですが、町では、部落差別の解消とあらゆる差別の根絶を目指して、部落解放同盟坂城町協議会が組織され、各種研修会や学習会への参加、啓発活動など様々な活動を通して差別の解消に取り組んでおり、町といたしましては、こうした活動を支援するための補助金を交付しております。

補助金につきましては、毎年度、活動状況を精査した上で交付額を決定しており、令和5年度には107万円、6年度には100万円の補助を行っておりますが、この補助は、先ほど申し上げました、部落差別の解消の推進に関する法律の基本理念に基づく活動に対するものとして、今後におきましても内容に照らして必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、隣保館の名称変更についてのご質問ですが、隣保館は、一般的に地域社会において福祉の向上や人権啓発を担う開かれたコミュニティセンターとして、相談事業や人権課題の解決に向けた様々な事業を行う施設であります。

町隣保館は、同和対策事業特別措置法の施行により、住民の生活改善及び向上を図るための様々な事業を行うため、1977年、昭和52年に現在地に建設され、以降48年間、同和問題や人権問題に関する啓発活動の拠点として、また地域住民の福祉の向上と交流の場として活用されてまいりました。

現在は、社会福祉法に基づく社会福祉施設として、地域福祉の推進がより重要視されている中、地域における生活課題の解決に向けた地域福祉の推進や、人権課題への対応など様々な事業に取り組んでいるところであります。

一方で、隣保館という名称を変えてほしいという意見をお持ちの方がいらっしゃるのですが、名称変更につきましては、施設利用者や地域住民などからご意見を伺いながら、研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、条例及び規則の見直しについてのご質問であります、町の差別撤廃人権擁護に関する条例及び差別撤廃人権擁護審議会規則は、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見の解消を目的として制定されております。

現在、世界的にも、性別（ジェンダー）に関する問題、いじめ、障がい者や高齢者の人権、HIV感染者、あるいは受刑歴のある方、出生や国籍などに係る差別など、多様な人権課題が存在しております。

ご質問のとおり、あらゆる差別の中に部落差別も含まれるところでありますが、多様な人権課題の中でも、特に部落差別は日本における固有かつ深刻な人権課題であり、条例及び規則における部落差別の位置づけは、その事実を踏まえたものであり、平成28年の国における部落差別の解消の推進に関する法律の制定などとも整合するもので、現在もなお部落差別が存在している状況を踏まえる中では、部落差別を明記することは、意義があるものと考えているところであります。

最後に、部落解放の町宣言についてであります、部落解放の町宣言が宣言された経緯につきましては、日本社会の歴史的過程において、一部の国民が長きにわたり様々な場面で差別を受けてきた、日本固有の深刻な人権問題の解決に向け、部落解放の運動が進められ、昭和44年には国において10年間の時限措置法の同和対策特別措置法が制定されたところであります。

町におきましても、昭和44年より同和対策事業を実施し、さらに同和行政を推進するため昭和47年に部落解放審議会の設置、昭和48年には公民館事業として、同和教育講座の開催、昭和49年には各種団体の代表者で組織された同和対策推進協議会が結成されたところであります。

また、部落差別の解消への機運が盛り上がる中、昭和49年9月には、現在の町企業人権同和教育推進協議会への先駆けとなる坂城町製造業同和教育推進連絡会が設立され、企業内同和

教育がさらに推進されたところであります。

また、部落問題の正しい知識と理解を深めるため、昭和50年1月26日に、「第1回部落解放町民大会」が町文化センターにおいて開催されております。

当時の「公民館報さかき」によりますと、この大会において部落解放の町の宣言文が朗読され、満場一致で採択され、その後、上平集会所や網掛集会所の建設や、同和教育講座など、同和教育に対する理解を含めるための取組が展開され、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さず、住民一人一人の人権が尊重される差別や偏見のないまちづくりを目指して、教育や啓発活動などにも積極的に取り組んでまいりました。

また、部落解放の町宣言につきましては、長野県内でも長野市、松本市をはじめ多くの自治体において、部落問題を正しく認識し、明るく住みよいまちづくりを目指して宣言がなされております。

そうした経過を踏まえる中で、ご質問の部落解放の町宣言につきましては、依然として部落差別が社会に根強く残っている現状を踏まえ、部落差別の根絶と、全ての人が尊重され、安心して暮らせる、明るい住みよい町の実現を目指すという理念の下に掲げているものであることから、現段階でこの宣言を撤廃することは考えておりません。

町といたしましては、今後も引き続き、一切の差別を許さず、全ての住民の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる明るく住みよい町の実現を目指し、教育の啓発や活動の推進、相談体制の充実など、人権尊重のまちづくりに取り組んでまいります。

失礼しました。ちょっと一部間違っていたところがあります。部落差別や障がい者、外国人、女性などに対する差別や偏見の解消目的として、坂城町差別撤廃人権擁護に関する条例であります。部落撤廃と申し上げましたが、差別撤廃人権擁護に関する条例でございます。失礼しました。

13番（大森君） いろいろとご答弁をいただきました。2回目の質問を行います。

補助金の見直しについてであります。この運動団体が差別解消のため中心的に活動されているということですが、一体どのぐらいの方々がここの組織に参加されているのでしょうか。これについては質問に出ていませんので、答弁の必要はありませんけれども、委員会質疑などでは、果たしてこれがそうなのか、こういう皆さんの総意を持った組織なのかどうか、これについてもきちっと反省していただきたいというふうに思います。

一つ、この部落解放同盟坂城町協議会補助金、これはこれまでずっとこういう補助金で出ていました。今年度は解放運動団体補助金というふうに名前が変わりました。これについては何か理由があるんですか。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

予算の科目の名称が変更されたということでございますけれども、名称変更はしてござい

せん。予算科目の名称変更につきましては、変更がございません。

13番（大森君） 今年度の予算書では、解放運動団体補助金になっています。

議長（中嶋君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時00分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

企画政策課長（長崎さん） 令和7年度の予算科目につきましては、部落解放同盟町協議会補助金となっております。同じ名称となっております。

13番（大森君） 恐らく、事業の説明の冊子と。予算書で私は確認していますけれども、解放運動団体補助金という、100万円になっています。そうです。今年度の予算書です。

企画政策課長（長崎さん） 町の坂城町一般会計予算書、令和7年度の58ページに記載がございますけれども、部落解放同盟町協議会補助金となっております。

13番（大森君） 私の間違いかもしれませんが、恐らく事業説明書のほう、どちらか私は見たんですが、取りあえず、ここでは間違いということで訂正させていただきます。

次に、隣保館の名称変更についてであります。町長答弁で研究されていくというご答弁をいただきました。ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。

あと、条例改正のところで、差別撤廃人権擁護に関する条例の附則にですね、坂城町部落解放審議会条例の廃止とある。「部落解放」の文言はなくなりました。それが今もここに残っているということになるわけです。

それともう一つ、よりどころにしている2016年にできました部落差別の解消の推進に関する法律、これは議員立法でつくられました。国がやったんじゃないです。これも質疑の中で共産党の清水忠史委員の質問に対し、国からの答弁では、部落差別に関する法律は今までつくったことがないと。新たに法律をつくるには、部落差別とは一体何かという定義が必要だと。その定義もないまま続ければ、運用次第で恣意的にどんなことも差別だ、差別だということになりかねない。やはり、定義をきちんと決めてやるべきものだということを指摘していました。

これについても、まだ議論があって長くなっちゃいますので、次に移りたいと思いますが、部落解放の町宣言について、ちょっと提案であるんですが、この部落解放宣言の町に代わる新しい宣言をつくったらどうかというふうに思います。それは、誰もが差別されない町宣言という、例えばこういう仮称ですが、こういう内容にして、新たに宣言文をつくるということを提案したいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

部落解放の町宣言の名称を変えたらどうかというご質問でございますけれども、障がいや性別、国籍など様々な人権課題の中でも、部落差別は日本における国有かつ深刻な人権課題であり、国の法律においても部落差別はいまだに存在する差別として、部落差別の根絶のために町

が部落解放を表明しているところではありますが、こちらにつきましては、町が表明することに関しては意義があるものと考えておりますので、現段階においては、この宣言を継続してまいりたいと考えております。

13番（大森君） ただいま議論してきた内容をですね、ずっと使い続けると。こういう名称などを使っていれば、これは永久になくならない。じゃあどういう状態のときにこの宣言を外すのか。そういう終着点も見つからない。やはりそういう努力、国民自らの考え方等を変えていくということは当然必要でありますけれども、やっぱり行政として、こういう取組について行政として行っていくということだというふうに思います。いつまでもこれを長引かせない。そのためにも、地域の人たちが本当に安心して、そしていつこのことがまた再開するかということで非常に心配されております。以前のような糾弾集会、確認集会がないように進めていく必要があるというふうに思います。

だいぶ時間を取ってしまいましたので、次の質問に移ります。有機農業の行方はということで、これまでも質問してまいりました。時間がありませんので、端的に申し上げます。

5月に町長が担当課職員と議員に対して、キャノングローバル戦略研究所の山下一仁農業博士の講演の視聴をお勧めになりました。私も視聴させていただきました。これについての町長の意図は、一体どういうことで私たちに見せていただいたのか、質問させていただきます。

口といたしまして、有機農業の今後の予定は。

有機農業について、昨年7月の説明会では30名が参加されたという報告をいただきました。そして、農家の機運の醸成を図ることが必要、当然そうでありますけれども、次年度以降も県に支援していただき、有機栽培や環境負荷低減型の農業に関する研修会を開催するというふうにご答弁をいただいております。これではですね、町は主体的にこれに取り組んでいるという発想とはまだなっていないのではないかと。そういう意味で町の考えについて、どのように有機農業への足がかりをつくっているのか、この辺についてご答弁ください。

次に、「チャレンジSAKAKI」がこれまで2回出ていますが、3回目をつくる上ではですね、表がありましたけれども、一番困難な右上の最上段に農水省が進めるオーガニックビレッジ宣言を位置づけることを提案しますが、これについてどのようにお考えか、ご答弁をお願いします。

商工農林課長（北村君） 大森議員さんから、有機農業の行方についてのご質問をいただきました。順次お答えいたします。

初めに、伊の山下一仁農学博士の講演の視聴に関して、意図するところは何かのご質問にお答えいたします。

5月2日に、町文化センターにおいて、町議会議員の皆さんや町内において大規模に稲作を営まれている方などにご覧いただいた動画は、今年1月23日に、山村町長が東京の一橋大学

講堂で開催されました講演会「食料安全保障のために国民は何をすべきか」に参加し、聴講したもので、講師は食料・農業政策が専門で、農林水産省OBでキャノングローバル戦略研究所研究主幹の山下一仁さんでありました。

内容といたしますと、主に、山下さんが10数年にわたり主張されてきた、これまでの国の減反政策や需給調整政策の課題、食料安全保障、昨年からの米不足の要因分析などについての講演でありました。

昨年夏以降の米の価格高騰により、連日、米の平均店頭価格や米価高騰の要因、備蓄米の放出などの米に関する情報が報道されておりますが、その一方で、農業従事者の高齢化による減少と後継者不足や担い手不足、耕作放棄地の増加などが深刻化する中で、米の価格などを踏まえた持続的な営農についても、国会で議論されているところであります。

こうした状況を踏まえ、今後の農業について考えていくためのきっかけとなればという思いで、山村町長が山下一仁さんの了承を得て、講演の動画を視聴していただく機会を設けさせていただきました。

当日は、大森議員さんをはじめ16名にご参加いただき、約1時間40分にわたる講演を動画視聴していただきました。

次に、口として、有機農業の今後の予定はについてのご質問ですが、まず、3月議会において、今ご質問にもありましたが、今後の有機農業の進め方に対するご質問に対し、「農家側の機運の醸成を図ることが必要と考えており、県に支援いただいて、有機栽培や環境負荷低減型の農業に関する研修会を開催する」と答弁させていただいたことについて、自然発生的な発想であり、町の主体的な政策がないとのご意見ですが、一般的に、有機栽培や環境負荷低減型の農業が広く浸透していかない理由として、現在の有機栽培や環境負荷低減型の農業は、病虫害や雑草が発生しやすく管理の手間がかかるため、農家の負担が大きい上に専門的な知識が必要になる点や収量が不安定にもかかわらず、販売価格は慣行栽培と大差がないということが障壁となり、二の足を踏む農家が多いためとお聞きしております。

町といたしましては、まずは、実際に栽培を行う農家の皆さんに有機栽培や環境負荷低減型の農業を理解していただくための研修会を開催し、農家側の機運の醸成を図っていくことが必要であると考えております。今年度につきましても、県農業農村支援センターにも相談させていただく中で、研修会の開催を計画するべく調整を進めているところであります。

次に、オーガニックビレッジ宣言を「チャレンジSAKAKI」に位置づけてはどうかのご提案ですが、現在、町では「チャレンジSAKAKI well-being」を掲げ、町民の誰もが身体的にも精神的にもそして社会的にも幸福を実感できるまちづくりを目指して、全ての業務に取り組んでおります。有機農業につきましても、well-beingなまちづくりに向けて、まずは、農家の皆さんに有機栽培に関する理解を深めていただき、機運の醸成

を図っていくことが大事であると考えておりますので、まずは昨年度に引き続き研修会を開催してまいりたいと考えております。

13番（大森君） ご答弁いただきました。一つ、町長の意図するところは何かということで、非常に幅広い中身について講演をお聞きしました。ところがですね、坂城町のこういう中山間地で、一体この計画・方針がどこまでできるのか、このことも今後検討していただきたいというふうに思います。

次に、有機栽培の今後の予定はということであるんですが、前回もちょっと触れただけでのご答弁いただいたりしていませんので、ちょっと申し上げますと、飯綱町での有機農業の現状は、有機JAS認証及び環境保全型農業直接支払交付金の対象となる有機農業の経営体はおらず、町として有機農業に取り組む農業者の実態を把握できていない状況である。しかしながら、町長の決断で実施計画を作成し、オーガニックビレッジ宣言にこぎ着けています。我が坂城町でもこれを見習い、そのためにも飯綱町の状況を調査し、検討されたらいかがかというふうにご提案しておきます。

特にEUでは、所得補償と直接支払いというのは、山下さんのお話でもありました。日本はこの二つが民主党政権時代に、若干期間は短いんですが、ありました。その後、またこれはなくなって、自由価格ということになってしまいました。

やはり、日本の農業は日本の大地からということで、日本国民の主食をきちんと守っていくということと併せて、坂城町の特に米農家に対する支援、そして自動化するというようなことも含めてですね、もっともっと検討していくということがあると思うんですが、今後、坂城町で、町としての米政策について、どのようなお考えなのか、ご答弁を願いたいと思います。

商工農林課長（北村君） 町の米政策というご質問であります。今、国のほうでもここに来て、今後の米政策について大きな議論が出てきております。いろいろ制度の変わり目みたいな部分もありますので、そういった点も考慮しながら今後検討してまいりたいと考えております。

13番（大森君） だいぶ時間を取ってしまいましたので、農業までについては、また後日いろいろと検討して、一般質問で行いたいというふうに思います。

最後になりますけれども、千曲坂城クラブについてお尋ねいたします。中学校の部活動は、これまでそれぞれの学校で行ってございました。文科省は、教員の働き方改革の一環として、部活動を地域移行にすることにし、教員の働き方改革の一部を解決する方向で取り組んでいます。

特に、教員の増員のない状況の中で、業務見直しには限界があります。教員定数を増やし、授業の量に見合う教員数を確保することも必要ではないでしょうか。残業代ゼロを廃止し、教員を増やすための法改正もやるべきだと考えております。このことについては、また後日の一般質問でまたやりたいと思いますが、千曲坂城クラブの点について、伊といたしまして、千曲坂城クラブの保護者の負担は。

坂城中学校の部活動は、坂城町と千曲市との共同で、全国でいち早く地域移行が進んでいます。学校で部活動をしていた子どもたちは、町内の施設だけでなく、部活によっては千曲市に移動しなければなりません。また、水泳は長野市まで行くことがあるといいます。子どもたちは現地集合・現地解散となっていますが、どのようにして現地まで行っているのか、ご答弁をお願いします。

二つ目に、自分の学校での練習は、これまでは会費の負担がありませんでした。部活動によっては、それぞれの部活の会費があると思いますが、それについてはどのような負担になっているのかお尋ねします。

三つ目に、非課税世帯などの子どもたちに財政的支援はできないか。

この3点についてお尋ねします。

教育長（塚田君） 少し早口でしゃべらせていただきます。3. 千曲坂城クラブについて、イの保護者の負担はについてお答えいたします。

部活動の地域移行は、現在は地域展開と呼ばれておりますが、令和2年、国の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてにより、令和5年度より部活動の段階的な地域移行を図る方針が示されたことを踏まえ、令和5年3月に坂城町と千曲市が共同で新たな中学生の地域の活動の場となる千曲坂城クラブを立ち上げ、令和8年度からの部活動の地域移行に向けて準備を進めております。

なお、令和7年度の千曲坂城クラブの状況ですが、運動系クラブが13、文化系クラブが5の計18の専門部が活動しており、5月9日現在で、坂城町と千曲市の1,072名の生徒が加入しております。

これらの各専門部の活動場所は、運動系クラブは、坂城町と千曲市の体育館や武道場、中学校の体育館やグラウンド等で練習を行い、文化系クラブは、町と市の文化施設や中学校施設、公民館等で活動を行っており、それぞれの施設の空き状況や道具の充実、設備が整っている場所を確保し、活用しております。

特に、水泳については、天候や冬場の問題がありますので、坂城中学の部活動でも以前から上山田の民間施設等を利用しており、千曲坂城クラブでも埴生中学校の屋内プール、長野運動公園の屋内プールを活用して練習を行っているところであります。

ご質問のありました各専門部の活動場所への移動方法ですが、移動手段としましては、自転車、親及び部員保護者の車での送迎、電車やタクシー等であります。

次に、専門部の会費はどうなっているかのご質問ですが、これまでの中学校の部活動につきましては、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が、自主的・自発的に参加し、部活動顧問の先生方の指導の下、先生方の献身的な支えにより活動を行ってきました。

しかしながら、少子化の進展や、学校での働き方改革が進む中、自らの専門性や意思にかか

ならず、先生方が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは困難となってきたことから、地域移行により新たな指導体制など、運営方法を構築してきたところであります。

千曲坂城クラブにおきましても、専門部の指導については、教職員を含む外部コーチに指導を依頼しております。令和6年度の決算によると、指導1時間当たり900円の謝金を設定し、240人を超える指導者に対しまして、1,450万円をお支払いし、その他、千曲坂城クラブ運営に係る事務局費、指導者の旅費、保険料等も含めて、総額2,440万円の実績となっております。

そうした中、現在は地域移行の準備期間であることから、国の補助金、寄附金、坂城町と千曲市の負担金等により、千曲坂城クラブの生徒1人当たりの負担は、年会費3千円のみとなっており、そのうち800円は生徒の保険料の掛金となっております。

しかしながら、令和8年度から国の補助金がなくなることや、さらなる指導者謝金等の増加が見込まれることから、千曲坂城クラブの発足時から、各専門部や専門部指導者、保護者代表、生徒代表、学校関係者で構成する、千曲坂城クラブ運営委員会でも、今後の事業経費と会費について議論を重ねてきたところであります。

議論の中では、これまでも中学校の部活動につきましては、活動状況に応じて、外部の専門指導者への謝金、大会参加費等、自己負担をお願いし、部活ごとに会費を頂いていたことから、千曲坂城クラブとしましても、今後も地域クラブとして持続させるために、専門部の活動時間に応じて運営に必要な月会費を、生徒1人当たり3千円を上限とした活動費の基準を設定し、令和8年度から実施したいとされたところであります。

事務局におきましては、今年5月から千曲坂城クラブに所属する坂城町と千曲市の全中学校で保護者説明会を開催し、月会費3千円を上限とした活動費について説明をし、保護者の皆様のご了解をいただいたところであります。

また、千曲坂城クラブに対する非課税世帯などの子どもたちへの財政的支援のご質問ですが、現時点におきましても、坂城町と千曲市において千曲坂城クラブの事業経費については負担を行い、クラブに参加する生徒の負担軽減に努めております。

今後のさらなる財政的支援につきましては、各専門部の活動状況や、それに伴う月会費の金額の設定、他市町村の動向等も見の中で検討したいと考えております。

今まで学校が担ってきた部活動を地域移行していくことは容易ではありません。歴史的な大転換とも言える大改革であり、数々の課題に直面することも予想されますが、一つ一つ課題を解決しながら、令和8年度の完全移行に向けて、持続可能なクラブ活動になるよう支援していきたいと考えております。

13番（大森君） ただいま、教育長よりご答弁をいただきました。千曲坂城クラブ、この負担について、まず自転車、親の送迎、また、ある部活では駅などは遠くて、駅からタクシーで

分乗していくということもあるという話を聞いております。もう実際にお金を持って行かないと部活に参加できないという状況になっているわけです。

これからより具体的に、また、新しい大改革というようなご答弁もありましたけれども、やはりこれについても、特に非課税世帯のご家庭で、子どもさんがお二人、それぞれ違う部活に入っている場合には、送迎についても大変だ。そして、自分自身の当番もあって、うまくローテーションを組むということになれば、自分の仕事の都合だけは言っていられないということも非常に苦しいということをお聞きしております。やはり、この点についても、もう少し何らかの方法を考えていく必要があるかというふうに思います。それはそれで今後検討していただくということで。

非課税世帯などの子どもさんたちへの財政的支援について、提案であるんですが、就学援助費を増額してですね、就学援助費の中で見ることはできないでしょうか。その検討はいかがでしょうか。

教育文化課長（細田さん） 再質問にお答えいたします。

就職援助費につきましては、項目のほうが決まっておりますので、こちらのクラブ活動の費用のついては見られないとなっております。そちらの費用につきましては、先ほどの答弁にもございましたけれども、それに伴う月会費の金額の決定とか、他市町村の動向等を見る中で検討したいと考えております。

13番（大森君） 当然、国が項目を決めているということだと思うんですが、やはり何らかの支援体制は必要だと思うんですね。ついこの間までは、先生方のご尽力で部活動は自分の学校でやっていたと。しかし、これからはもう遠くまで行かなければいけなくなると。当然地元でやる場合もあるかと思うんですが、そういう点でも、やはり親の負担を軽減させていくということで何らかの対応を求めたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日17日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時33分）

